## 物件調書物件番号7-5

	-	l i l a	Nat	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	T 0 1 F T					
, ,		地	沼津市本字松下845					arba tuti.		
地積						地	目	宅 地 		
接	続 道	路	北東側 約7.2 m							
法令制	都市計画区域		市街化区域		域	建ペい率		6 0 %		
制	用途	地 域	第1種中高層住居専用地域			容 積	率	200%		
限	防 火	地 域	防火指定なし		その他	洪水		水浸水想定区域		
施 設					事業所名			電話番号		
		電気		引込可	東京電力エナジーパートナ			0120-995-001		
		上水道		引込可	沼津市水道部			055-934-4853		
		下水道		引込可	水道サービス課			000 904 4000		
		都市ガス		引込可	静岡ガス㈱東部支社			055-927-2811		
※ 引込工事等の詳細については、上記事業者にお問合せください。								お問合せください。		
交通機関		鉄	道	JR東海道	JR東海道線(沼津駅)			約1.6 k m		
(道路距離)		バス		「市道」バス停			約	約300m		
公共施設(道路距離)		市役所等		_						
		小 学	*	沼津市立千本小学校			約	約210m		
		中学校 沼津市立			第二中学校約:			3 5 0 m		
現地周辺										

## ≪注意事項≫

- ・物件調書の記載事項については、一般的な調査内容を記載したものですので、現時点で変更されている場合があります。各自で現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。
- ・物件の引渡しは現況有姿となります。敷地内のすべての工作物(フェンス、木柵、擁壁、舗装等)や樹木等が含まれます。物件調書と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約後の物件引渡しも現況有姿で行われます。既存の工作物等の撤去、処分等は買受人の負担となります。
- ・物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとなります。市は、越境関係を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。この場合の必要な措置は、買受人の負担となります。
- ・各種供給処理施設(電気・上下水道・ガス等)の利用にあたっては、各供給事業者等と 十分に協議してください。なお、利用にあたって必要な工事等については、買受人の負担において行っていただきます。
- ・隣接地は以下のとおりとなっています。

北側:2F戸建住宅

南側:2F戸建住宅

東側: 市道 30834 号線

西側:民有地(更地)

・西側の民有地において、現在、壁の工事を行っており、一時的に境界が不明瞭になって います。壁の完成後に境界プレートが設置されます。



